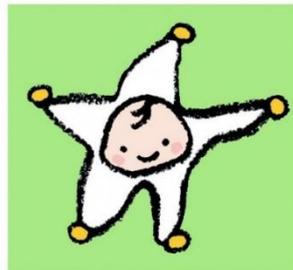


第150回市町村セミナー  
2020年2月7日

令和2年2月7日	資料2
市町村職員を対象とするセミナー	

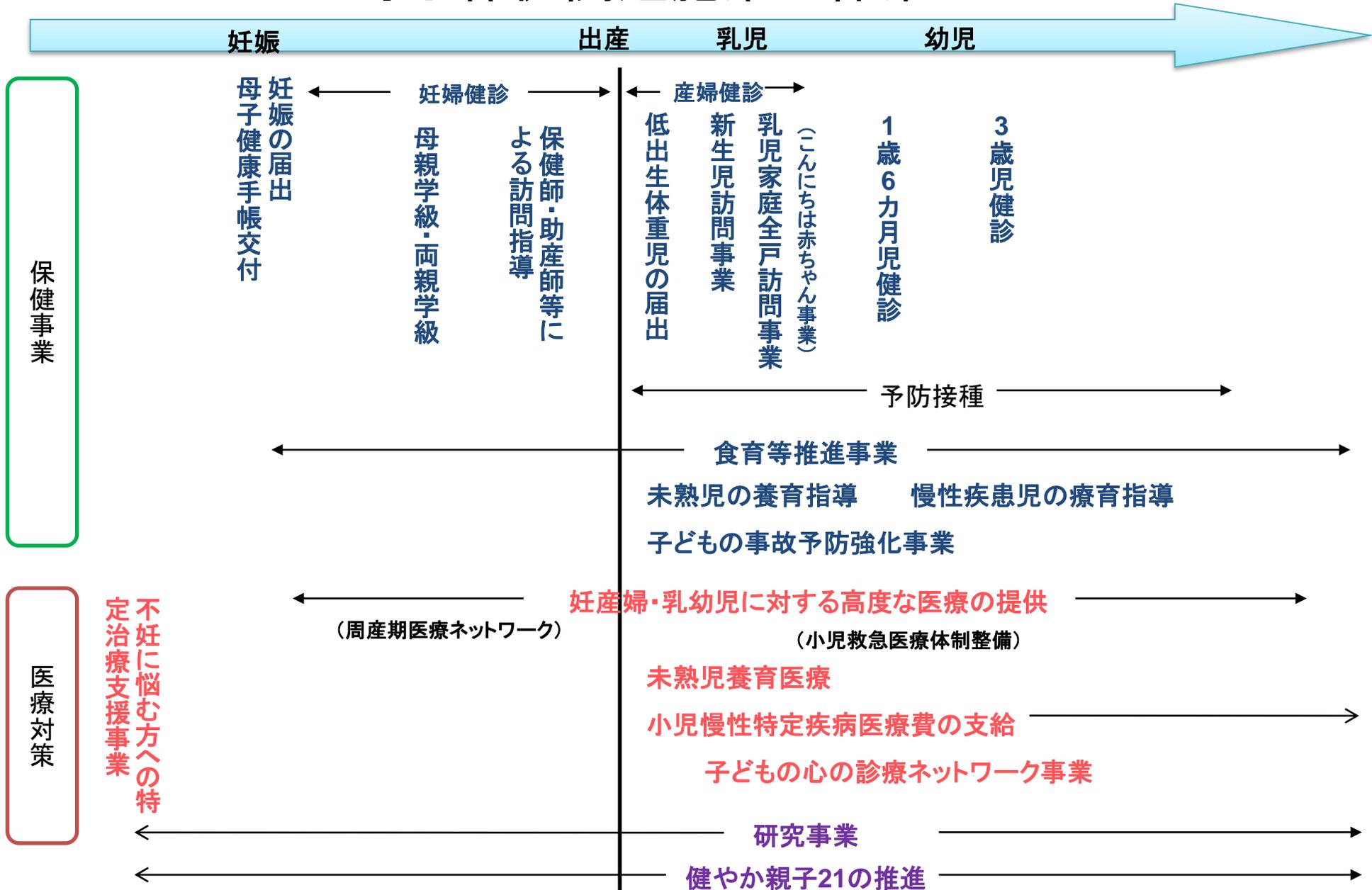
# 歯科口腔保健の推進について ～母子保健行政の動向～



健やか親子21

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

# 母子保健関連施策の体系



# 母子保健関連施策

国庫補助

国庫負担金

一般財源

妊娠前

妊娠期

出産

産後

育児

妊娠に関する普及啓発【母子保健法第9条】

妊娠の届出【母子保健法第15条】

母子健康手帳の交付【母子保健法第16条】

妊婦健診(14回分):25' ~  
【母子保健法第13条】

母親学級・両親学級:8' ~  
【母子保健法第9条】

妊婦への訪問指導:10' ~  
【母子保健法第17条】

妊娠高血圧症入院治療費:9' ~

妊婦B型肝炎検査・指導:10' ~

マタニティマークの配布:19' ~

低出生体重児の届出  
【母子保健法第18条】

産婦健診(市町村1/2):29' ~ 【母子保健法第13条】

新生児スクリーニング

・聴覚検査(市町村):19' ~ 【母子保健法第13条】  
・先天性代謝異常等検査(都道府県,指定都市):13' ~  
【母子保健法第5条、第13条】

聴覚検査体制整備(都道府県):29' ~

乳幼児健診

・1歳6か月児,3歳児:17' ~ 【母子保健法第12条】  
・乳児健診,乳幼児健診(集団):11・12' ~ 【母子保健法第13条】

乳児家庭全戸訪問事業(市町村1/3):19' ~ 【児福法第6条の3】

産婦(第17条)、新生児(第11条)、未熟児(第19条)への訪問指導:10' ~ 【母子保健法】

予防接種【予防接種法】

子育て世代包括支援センター(利用者支援事業の活用可)(市町村1/3)27' ~ 【母子保健法第22条(H29.4.1施行)】、開設準備経費29' ~

産前・産後サポート事業、産後ケア事業、妊娠・出産包括支援緊急整備事業(修繕費)(市町村1/2):27' ~

不妊専門相談センター・女性健康支援センター・健康教育事業(都道府県・指定都市・中核市1/2):8' ~

HTLV-1母子感染対策事業(研修等)(都道府県1/2):23' ~ 妊娠・出産包括支援推進事業(研修等)(都道府県1/2)27' ~

不妊治療費の助成  
(都道府県・指定都市・中核市1/2):16' ~

子どもの心の診療ネットワーク事業(都道府県1/2):23' ~

児童虐待防止医療ネットワーク事業(都道府県・指定都市1/2):24' ~

入院助産(都道府県、市、福祉事務所設置町村)  
(措置等主体・入所先施設の設置主体別に、)  
市町村1/4、都道府県1/4~1/2)  
:S23' ~ 【児福法第22条】

未熟児養育費(都道府県1/4、市町村1/4):S33' ~ 【母子保健法第20条】

結核児童療育費(:S34' ~)・日用品費等(:S33' ~)(都道府県・指定都市・中核市1/2)  
【児福法第20条、母子保健法第20条(日用品費等)】

食育等推進事業(食育推進連絡会の設置など):24' ~、子どもの事故予防強化事業(関係機関連絡会議費):24' ~

(その他)健やか親子21の推進(公募による委託)、指導者養成研修(公募による委託)、調査研究

子育て支援策  
・保育所・認定こども園等  
・地域子育て支援  
拠点事業  
・里親・乳児院  
・養子縁組  
・その他子育て支援策

育児学級:8' ~  
【母子保健法第9条】



# 平成31年度母子保健対策関係予算の概要

(平成30年度予算) (平成31年度予算)  
25,639百万円 → 27,597百万円

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」を基盤とし、地域における切れ目のない妊娠・出産等への支援を推進する。

## 1 母子保健医療対策の推進

21,465百万円 → 23,149百万円

～地域における切れ目のない妊娠・出産支援等の推進～

### (1) 子育て世代包括支援センターの全国展開等【一部推進枠】

3,632百万円 → 3,803百万円

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、家庭や地域での孤立感の解消を図るために相談支援を行う「産前・産後サポート事業」や、退院直後の母子への心身のケアや育児のサポート等を行う「産後ケア事業」などを実施し、より身近な場で妊産婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を図る。

※「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、利用者支援事業（内閣府予算に計上）を活用して実施。

	(平成30年度)		(平成31年度)
・産前・産後サポート事業	400市町村	→	477市町村
・産後ケア事業	520市町村	→	961市町村
・子育て世代包括支援センター開設準備事業	200市町村	→	200市町村

### (2) 生涯を通じた女性の健康支援事業【一部推進枠】

297百万円 → 253百万円

生涯を通じた女性の健康の保持増進等を図ることを目的とし、「健康教育事業」、「女性健康支援センター事業」、「不妊専門相談センター事業」、「HTLV-1母子感染対策事業」を実施。

このうち、「不妊専門相談センター事業」については、「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、全都道府県・指定都市・中核市への配置を促進する。

また、女性の心身に関する悩みや予期せぬ妊娠等の相談対応を行っている「女性健康支援センター事業」において、特定妊婦と疑われる者を把握した場合には、早期からの支援が受けられるよう、医療機関等へ確実につなぐ体制を整備する。

※平成30年度厚生労働省行政事業レビュー（公開プロセス）において、事業の執行状況等を勘案し、適切な予算額にすべきとの指摘がなされたこと等を踏まえ、予算額全体の見直しを行った。

	(平成30年度)		(平成31年度)
・不妊専門相談センター事業	89か所	→	105か所

### (3) 産婦健康診査事業【一部推進枠】

1,073百万円 → 1,268百万円

産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

	(平成30年度)		(平成31年度)
・産婦健康診査事業	214,554件	→	338,180件

#### (4) 不妊治療への助成【一部推進枠】

16,267百万円 → 16,376百万円

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用について助成を行う。  
また、夫婦ともに不妊治療が必要な場合は、医療費も更に高額になることから、その経済的負担を軽減するため、男性不妊の初回治療にかかる助成の拡充(15万円→30万円)を図る。

#### (5) 母子保健情報の利活用にかかるシステム改修【新規・推進枠】

0百万円 → 1,251百万円

乳幼児健康診査等の母子保健情報の利活用を推進し、子ども時代の適切な健康管理や、自治体等における効果的・効率的な保健指導等が行えるよう、市町村システムの改修を支援する。

#### (6) 新生児聴覚検査の体制整備事業

49百万円 → 49百万円

聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置、研修会の実施や普及啓発等により都道府県における推進体制を整備する。

#### (7) 子どもの心の診療ネットワーク事業

116百万円 → 117百万円

様々な子どもの心の問題に対応するため、都道府県等における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、災害時の子どもの心の支援体制づくりを実施する。

### 2 未熟児養育医療等

3,665百万円 → 3,636百万円

身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付等を行う。また、特に長期の療養を必要とする結核児童に対する医療の給付を行うとともに、必要な学習用品・日用品を支給する。

### 3 研究事業の充実(成育疾患克服等総合研究事業及び健やか次世代育成総合研究事業)

428百万円 → 729百万円

生涯にわたる健康の礎をなす妊娠期、小児期の心身の健康課題や、近年の社会及び家庭環境の変化等により多様化している課題等の解決に向け、病態の解明や予防及び治療のための研究開発を行うとともに、保健・医療・福祉分野に関する政策提言型の基盤的研究を実施することにより、母子保健対策の充実を図る。

### 4 健やか親子21(第2次)の推進

20百万円 → 20百万円

母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」について、国民運動としてより効果的な取組を進めるための普及啓発を実施する。また、第2次計画(平成27年度から10年間)の中間評価を実施し、取組の推進に向けた計画の見直し等を行う。

### 5 その他

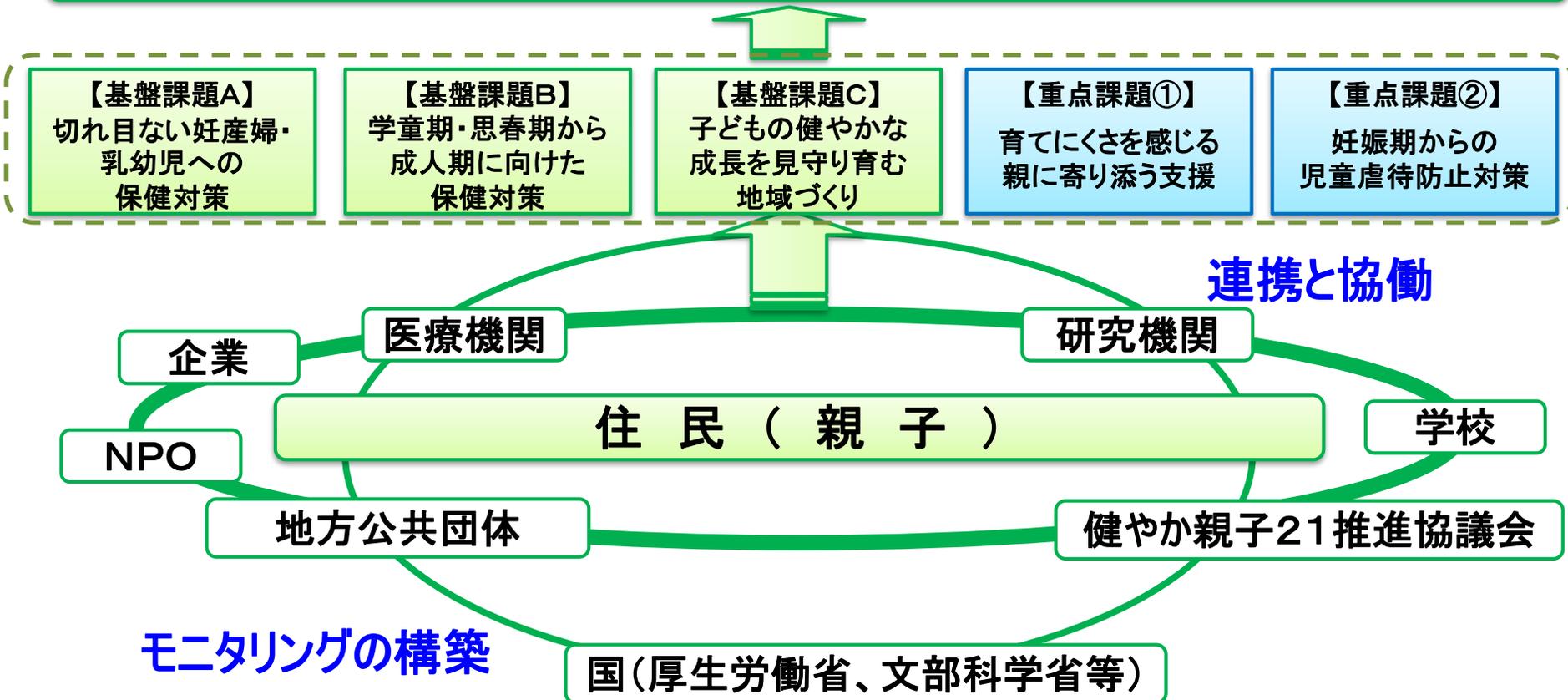
62百万円 → 63百万円

上記施策の他、母子保健に携わる指導的立場にある者に対する研修などを実施する。

# 「健やか親子21」とは

- 関係者が一体となって推進する母子保健の国民運動計画
- 21世紀の母子保健の取組の方向性と目標や指標を示したものの
- 第1次計画(2001年～2014年)・第2次計画(2015年度～2024年度)

## 「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現



# 「健やか親子21(第2次)」(2015～2024年)の中間評価について

全体の目標達成状況等の評価 ～52指標のうち、**65%が改善**～

評価区分	該当指標数 (割合)	該当項目
改善した	A 目標を達成した 12 (23.1%)	○妊娠・出産について満足している者の割合 ○マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合 ○積極的に育児をしている父親の割合 <b>○むし歯のない3歳児の割合</b> 等
	B 目標に達していないが改善した 22 (42.3%)	○乳幼児健康診査の受診率 ○育児期間中の両親の喫煙率 ○地域と学校が連携した健康等に関する講習会の開催状況 <b>○子どものかかりつけ医(医師・歯科医師など)を持つ親の割合</b> <b>○仕上げ磨きをする親の割合</b> 等
C 変わらない	5 (9.6%)	○十代の自殺死亡率 ○児童・生徒における痩身傾向児の割合 ○育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 <b>○歯肉に炎症がある十代の割合</b> 等
D 悪くなっている	4 (7.7%)	○朝食を欠食する子どもの割合 ○発達障害を知っている国民の割合 等
E 評価できない	9 (17.3%)	○母子保健分野に携わる関係者の専門性の向上に取り組んでいる地方公共団体の割合 ○児童虐待による死亡数 等

## 「健やか親子21(第2次)中間評価等に関する検討会」報告書の主なポイント

1. 「健やか親子21(第2次)」策定時に目標として設定した52指標のうち、34指標が改善するなど一定の成果が出ており、「マタニティマークを知っている国民の割合」など既に最終評価目標に到達した指標もみられる。
2. 一方で、妊産婦の自殺数が産科的合併症による母体死亡数を上回っていることなど妊産婦のメンタルヘルスケアも大きな課題である。引き続き、子育て世代包括支援センター等を中心とした多機関連携による支援の充実を図る必要がある。
3. 「十代の自殺死亡率」「児童虐待による死亡数」などは改善しているとはいえ、引き続きの対策が求められる。
4. 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策においては、十代の性に関する課題について正しい知識を身に付けることの重要性が強く指摘されており、産婦人科医や助産師等の専門家を講師として活用するなど、効果的な性教育に取り組むことが求められている。
5. 父親の育児への取組が大きく変化している一方で、育児に伴う父親の産後うつなどについての実態の把握が十分とはいえない状況を踏まえ、父親の育児支援や心身の健康に関する現状の把握を進める必要がある。
6. 地域間での健康格差を解消するためには、母子保健サービスを担う各市町村が取組の質の向上を図ることに加え、都道府県においては地域間の母子保健サービスの格差の是正に向けた、より広域的、専門的な視点での市町村支援が求められる。

# 成育基本法（略称）について

公布日：平成30年12月14日

## 名称

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）

## 法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

## 主な内容

- 定義
- 基本理念
- 国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務
- 関係者相互の連携及び協力
- 法制上の措置等
- 施策の実施の状況の公表
- 成育医療等基本方針の策定（閣議決定・公表・最低6年ごとの見直し）と評価
- 基本的施策：  
成育過程にある者・妊産婦に対する医療／成育過程にある者等に対する保健／教育及び普及啓発／記録の収集等に関する体制の整備等／調査研究
- 成育医療等協議会の設置

## 施行日

公布から一年以内の政令で定める日

# 成育基本法と健やか親子21の関係

## 成育基本法

平成30年12月成立

定義

基本理念

国、地方公共団体、保護者、  
医療関係者等の責務

関係者相互の連携及び協力

法制上の措置等

施策の実施の状況の公表

成育医療等基本方針の策定  
(閣議決定・公表・最低6年ごと  
の見直し)と評価

成育医療等協議会の設置

## 基本的施策

## 健やか親子21

平成26年局長通知



### 子どもと妊産婦に対する保健

- ・健康の保持・増進
- ・社会からの孤立の防止、不安の緩和
- ・虐待の予防、早期発見
- ・健康診査、健康診断の適切な実施
- ・心身の健康に関する相談体制の整備 など

### 国民への教育・普及啓発

- ・子どもの心身の健康、妊娠、出産、育児、  
子どもとの愛着の形成等に関する教育と普及  
啓発 など

### 子どもと妊産婦に対する医療

- ・医療提供体制の整備
- ・救急医療の充実 など

### 子どもの健康に関する記録の収集

- ・予防接種、乳幼児健康診査、学校健診の記録の収集と  
管理、活用
- ・子どもの死因に関する情報の収集、管理、活用 など

### 調査研究

- ・妊娠、出産、育児、子どもの心身の健康  
に関する調査、研究など